

議員提出議案第2号

羽曳野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び羽曳野市議会会議規則（昭和56年羽曳野市議会規則第3号）第13条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

平成27年8月31日

羽曳野市議会

議長 花川雅昭 殿

提出者

羽曳野市議会議員

若林 信一

松村 尚子

笠原 由美子

田仲 基一

嶋田 丘

林 義和

吉田 恭輔

## 提 案 理 由

近年の社会経済情勢及び本市の財政状況に鑑み、議会改革の一環として政務活動費を減額するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する  
条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年羽曳野市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「80,000 円」を「60,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

羽曳野市議会政務活動費の交付に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(交付の額)</p> <p>第 4 条 会派に対する政務活動費は、各月 1 日 (以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額 <u>60,000 円</u> を乗じて得た金額を交付する。ただし、同日において議会の解散があったときは、当月分の政務活動費は交付しない。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(交付の額)</p> <p>第 4 条 会派に対する政務活動費は、各月 1 日 (以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額 <u>80,000 円</u> を乗じて得た金額を交付する。ただし、同日において議会の解散があったときは、当月分の政務活動費は交付しない。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>